

令和5年10月31日

## 令和5年度日本遺産審査・評価委員会審議結果 (条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方について) についてお知らせします

令和5年度における「日本遺産審査・評価委員会」において、「条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方について」をとりまとめが行われましたので、お知らせします。

「日本遺産 (Japan Heritage)」事業については、令和2年6月の認定をもって現在104件を認定しているところ、令和3年度より日本遺産全体の底上げを図り、ブランド力を強化していくため、「総括評価・継続審査」及び「候補地域」の仕組みを導入しています。

この度、「日本遺産審査・評価委員会」において、条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方についての検討が進められ、別紙のとおり、とりまとめが行われましたので、お知らせします。

詳しくは、以下の資料を参照ください。

別紙1 「条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方について」 (令和5年10月 日本遺産審査・評価委員会)

別紙2 「日本遺産 (Japan Heritage)」事業について

<担当> 文化庁参事官 (文化拠点担当)  
参事官 磯野  
参事官補佐 三木  
係長 田村  
電話 : 03-5253-4111 (代表)  
直通 : 03-6734-4909 (直通)

## 条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方について

令和 5 年 1 0 月  
日本遺産審査・評価委員会**1. 背景****(1) 総括評価・継続審査、候補地域の仕組みの導入**

- 日本遺産については、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて計 104 件を認定。その後、各地域の取組状況に温度差があるなどの課題が見受けられ、日本遺産全体の底上げを図り、ブランド力を維持・強化していくため、令和 3 年度より「総括評価・継続審査」及び「候補地域」の仕組みを導入。
- なお、事業創設当初より設定していた「100 件程度」という認定方針については、ブランド力の維持・強化の観点から、当面の間、堅持することとしている。

**(2) 条件付き認定地域**

- これまで総括評価・継続審査の結果、再審査を行った地域については、いずれも条件付きでの認定継続となっている（令和 3 年度は 4 件、令和 4 年度は 3 件）。

**【参考】条件付き認定地域へ提示している「条件」**

※ 「平成 28 年度に認定された「日本遺産」の総括評価・継続審査について（再審査の結果）」（令和 4 年 12 月 16 日）より

- ・ 地域活性化計画が 3 年間着実に実行されるよう、候補地域と 3 年間磨き上げを競い合うこと。
- ・ この実効性を担保するため、3 年後の総括評価・継続審査において、日本遺産であることが適当とされた地域の数、100 件程度を超える場合には、認定地域（条件付）又は候補地域となった地域について相対評価を行い、上位の地域を日本遺産とすること。

**(3) 候補地域**

- 候補地域とは、「日本遺産として認定する候補となり得るストーリーを有する地域」のこと。令和 3 年度から候補地域の認定制度を導入し、これまで 3 件が認定されている（令和 4・5 年度は認定なし）。
- 候補地域については、3 年間の地域活性化準備計画に基づく磨き上げの取組を行った上で、日本遺産への認定審査を実施。条件付き認定地域とともに相対評価を行い、上位の地域を日本遺産とすることとしている（総括評価・継続審査において、日本遺産の認定件数が 100 件程度を超える場合）。

## **2. 評価の進め方**

- 日本遺産審査・評価委員会（以下「委員会」という。）での、条件付き認定地域及び候補地域における評価の進め方については、以下のように進めることとする。

### **(1) 候補地域へ認定時に提示していた評価・指摘等に対応しているかの確認**

- 日本遺産の「審査基準」の3項目に照らしつつ、候補地域へ認定時に提示していた評価・指摘等に対応しているか、書面（※）での確認を実施。

→ **【参考1】「日本遺産の審査基準」を参照。**

※ 申請書（ストーリー、構成文化財等）、実績報告書、地域活性化計画

- 候補地域については、日本遺産認定地域とは異なり、状況の把握が十分でないことから、総括評価・継続審査の現地調査を行うタイミングで、併せて候補地域の現地の状況を確認するとともに、複数委員での現地調査を原則とする。

### **(2) 条件付き認定地域及び候補地域の評価**

- 上記の評価・指摘等への対応が確認できた候補地域があった場合、条件付き認定地域とともに評価プロセスを進める。その際は、両者ともに「審査継続」とする。

- 実績報告書及び地域活性化計画に加え、評価にあたっての「参考資料」として、各地域より7項目（組織整備、戦略立案、人材育成、整備、観光事業化、普及啓発、情報編集・発信）毎に、①現行の地域活性化（準備）計画、②現行計画期間の実績、③次期地域活性化計画における取組内容をまとめた資料の作成を依頼。

→ **【参考2】「評価にあたっての参考資料」を参照。**

- 条件付き認定地域については、再審査の現地調査を行うタイミングで、現地調査を実施。

### **(3) 認定及び取消しの判断**

- 条件付き認定地域及び候補地域のそれぞれについて、「評価表」に基づき、評価項目に沿って点数付け。

→ **【参考3】「評価表」を参照。**

- 現地調査での確認状況も踏まえ、委員会にて最終的な審査結果を決定する。

※ 各地域が置かれている実情（ストーリーの内容、自治体の規模・立地等）は様々であり、点数付けの結果、甲乙つけがたい場合には、更なる検討が必要。

○ 「日本遺産 (Japan Heritage)」 認定・評価実施要項」

(平成 27 年 4 月 16 日文化庁長官決定、令和 4 年 12 月 23 日一部改正) (抄)

(定義)

第 2 条 「日本遺産 (Japan Heritage)」 (以下「日本遺産」という。) とは、地域の歴史的  
魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁長官に認定された  
ものをいう。

2 「候補地域」とは、日本遺産として認定する候補となり得るストーリーを有する地域と  
して文化庁長官に認定されたものをいう

(候補地域の認定に関する審査の基準)

第 6 条 候補地域の認定に関する審査の基準は次のとおりとする。

- (1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
- (2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像 (ビジョン) と、その実現に向けて候補地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること。
- (3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されることが見込まれること。

(日本遺産の認定に関する審査の基準)

第 1 2 条 日本遺産の認定に関する審査の基準は次のとおりとする。

- (1) ストーリーの内容が、当該地域の際立った歴史的特徴・特色を示すものであるとともに我が国の魅力を十分に伝えるものとなっていること。
- (2) 日本遺産という資源を活かした地域づくりについての将来像 (ビジョン) と、その実現に向けて日本遺産地域として取り組む具体的な方策が適切に示されていること。
- (3) ストーリーの国内外への戦略的・効果的な発信など、日本遺産を通じた地域活性化の推進が可能となる体制が整備されていること。

○ 「日本遺産 (Japan Heritage)」 認定・評価実施細則」

(平成 27 年 4 月 16 日文化庁次長決定、令和 4 年 12 月 23 日一部改正) (抄)

1. ストーリー

日本遺産又は候補地域として認定するストーリーは、以下の点を満たす内容とする。

- (1) 歴史的経緯や、地域の風土に根ざし世代を超えて受け継がれている伝承、風習等を踏まえたものであること。

- (2) ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマが設定されており、建造物や遺跡・名勝地、祭り等、地域に根ざして継承・保存がなされている文化財にまつわるものが据えられていること。
- (3) 単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものになっていないこと。
- (4) その地域の歴史や文化財に関する専門的知識を持たない人にも理解できる説明ぶりであり、人々の興味や関心を引き起こすような構成であること。

## 2. 構成文化財

- (1) 日本遺産又は候補地域の申請者は、ストーリーとともに、ストーリーを語る上で不可欠な、地域の魅力ある有形・無形の文化財群（以下「構成文化財」という。）の一覧を作成するものとする。
- (2) 構成文化財は、地域に受け継がれている有形・無形のあらゆる文化財を対象とし、地方指定や未指定の文化財も可能とする。
- (3) 日本遺産のストーリーが我が国の文化・伝統を語るものであることから、文化財群の中に国指定・選定のものを必ず一つは含めることとする。

## 4. 申請者

申請を行うにあたっては、本事業の趣旨等に鑑み、申請者となる市町村は、ストーリーが単一の市町村内で完結する場合は、(1)及び(2)を、ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は、(1)を満たすこととする。なお、ストーリーが複数の市町村にまたがる場合は、ストーリーがまたがる全ての市町村において(2)の条件を満たすことが望ましい。

- (1) その区域内にストーリーを構成する上で不可欠な文化財が所在していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。

ア. 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の3に基づき認定された「文化財保存活用地域計画」を策定していること、又は文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（平成19年10月）において作成が提唱されている「歴史文化基本構想」を策定していること。

イ. 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第5条に基づき認定された「歴史的風致維持向上計画」を策定していること。

ウ. 世界文化遺産の構成資産を有していること。

エ. 世界文化遺産暫定一覧表記載案件の構成資産を有していること。

オ. 世界文化遺産暫定一覧表候補案件の構成資産を有していること。

カ. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）第4条又は第12条に基づき認定された「拠点計画」又は「地域計画」を策定していること（当該市町村が認定計画の申請者となっている場合に限る。）。

**【参考2】評価にあたっての参考資料**

	現行の地域活性化（準備）計画における記載を転記	現行計画期間の実績を記載	次期地域活性化計画案における記載を転記 ※3年間分
<b>1. 組織整備</b>			
〇〇〇〇	・~~~~	・~~~~	・~~~~
〇〇〇〇			・~~~~
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>2. 戦略立案</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>3. 人材育成</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>4. 整備</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>5. 観光事業化</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>6. 普及啓発</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円
<b>7. 情報編集・発信</b>			
〇〇〇〇			
〇〇〇〇			
事業費	XXX 千円	XXX 千円 ※実績額	XXX 千円

※ 「事業費」については可能な限り定量的に記載すること。ただし、民間事業者等の取組について定量的な記載が困難な場合、取組内容や経済波及効果等について記載すること。

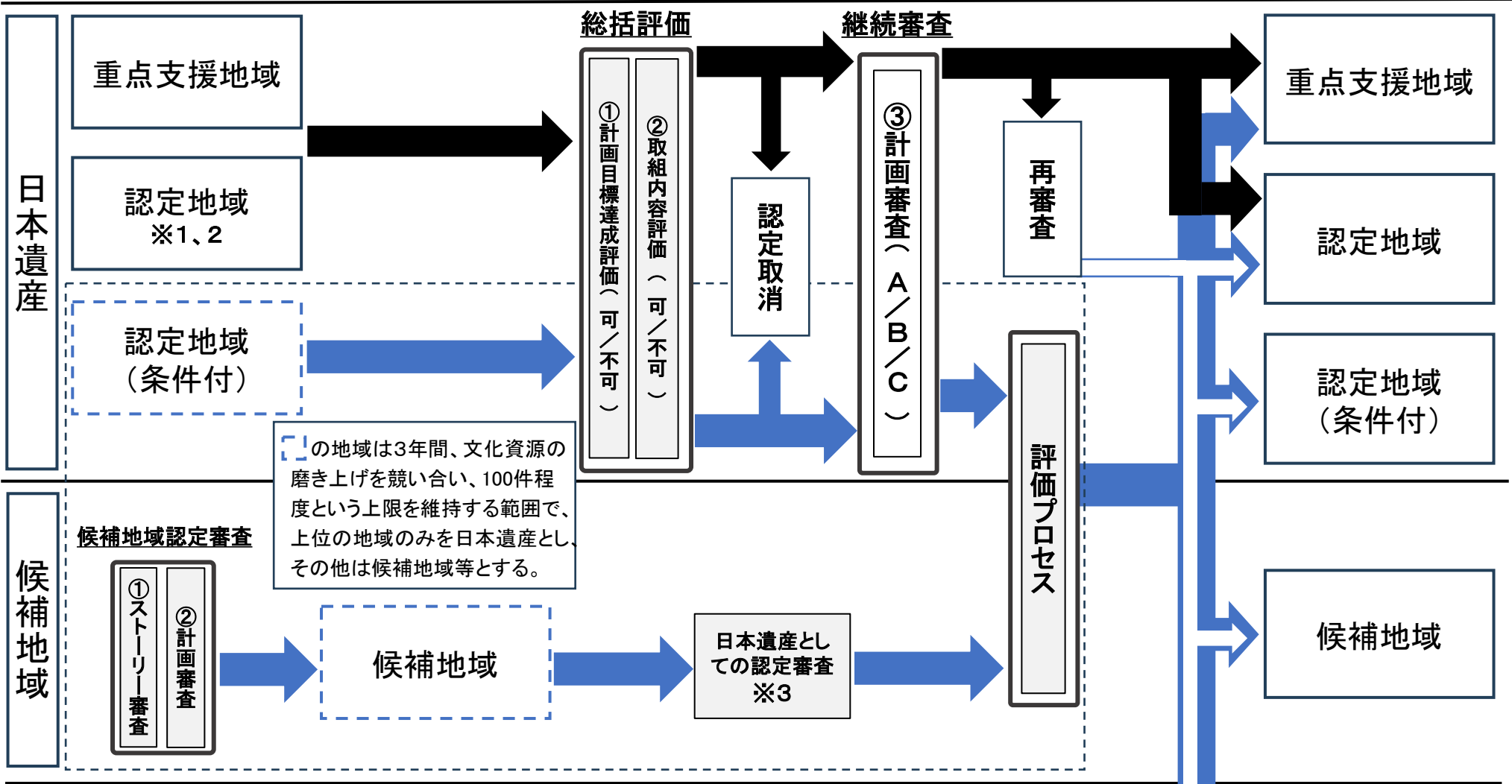
【参考3】評価表

評価項目	評価の観点	取組状況	計画内容
(1)組織整備 ・リーダーシップの発揮 ・ボトムアップの仕組み ・地域間連携の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政だけでなく、文化関係者や観光関係者(DMO等)、民間事業者も参画した組織体制が構築されているか。</li> <li>・各関係者の役割は明確化されているか。中核となる組織又は個人が設定されているか。</li> <li>・組織の自立・自走に向け、継続的に事業を実施するための体制・財源は明確化されているか。</li> <li>・ふるさと納税など資金調達の実施にあたって、日本遺産事業に活かされる形となっているか。また、継続的に事業を実施するための財源として十分なものとなっているか。</li> <li>・(シリアル型において、)地域間で連携することにより、ストーリーの体験をより促すような相乗効果が期待される体制となっているか。</li> </ul>		
(2)戦略立案 ・地域コンセプト ・長期的戦略 ・マーケティング調査・戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の実施状況を把握し改善するため、協議会等における情報共有や協議を定期的に行っているか。</li> <li>・日本遺産の趣旨を踏まえ、各種行政計画と日本遺産の関係性を整理し、位置付けているか。</li> <li>・将来像の実現に向けた短期的・長期的な戦略の立案を行うため、ターゲットの設定を行っているか。</li> <li>・各事業の効果を把握し改善を行う仕組みが整備されているか。</li> <li>・日本遺産を活用し、実際に経済効果の創出までつながる取組が具体化された戦略が立案できているか。</li> <li>・地域の持続可能性を高めるため、日本遺産を活用していくというビジョンが定められているか。</li> </ul>		
(3)人材育成 ・地域プロデューサー ・地域プレイヤー (ガイド人材を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内で中長期的に事業に携わる人材の育成・確保ができているか。</li> <li>・外部の専門家によるコーチングや大学との連携による知見・ノウハウの提供、学校教育との連携等が行われているか。</li> <li>・総合的な企画・立案を行う地域プロデューサーや事業実施を担う地域プレイヤーの組織化等が行われているか。</li> <li>・地域で活躍している人材・事業者との連携等が図られているか。</li> <li>・単なる観光ガイドではなく、ストーリーを来訪者に伝えるためのガイド人材の育成・確保に向けた取組が行われているか。</li> </ul>		
(4)整備 ・ストーリーを伝える仕組み ・サブストーリーの広がり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーリーの体験に必要な拠点や構成文化財等における受入環境整備(解説や案内の整備・多言語化等)が行われているか。</li> <li>・ストーリーに関連する地域空間において、文化資源や景観・風景等が整備されているか。</li> </ul>		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成文化財の継承</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施する事業にあわせて、宿泊施設や交通アクセス等の面的な整備が行われているか。</li> <li>・体験に直結するストーリーの一部についてサブストーリーを抽出して更に深く魅力を整理するなど、地域内外の人々に魅力が伝わるよう取り組んでいるか。</li> <li>・博物館をはじめとした地域の歴史・文化が集積している施設において、ストーリーの理解を促すための環境整備がされているか。</li> <li>・ストーリーを通じ、外国人観光客も含めた来訪者に地域の歴史・文化の本来の価値を理解してもらうため、わかりやすい解説を行っているか。</li> <li>・来訪者が地域に点在する拠点や構成文化財等を円滑に周遊できるような案内が整備されているか。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(5)観光事業化</li> <li>・ストーリーの体験</li> <li>・経済効果の把握・創出</li> <li>・商品化の体制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成文化財を活用し、ストーリーを体現するような商品開発や産業の創造を行っているか。</li> <li>・地域内外の人々にストーリーを体験してもらえるようなガイドツアー、体験コンテンツ、関連商品の販売等を行っているか。</li> <li>・各事業の収益性及び継続性は見込めているか。地域への波及効果が生じているか。</li> <li>・経済効果につながるような日本遺産を活用した観光コンテンツの造成に取り組んでいるか。</li> <li>・造成した観光コンテンツを通じて生じる経済効果について、適切に把握できているか。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(6)普及啓発</li> <li>・学校を通じた普及活動</li> <li>・地域での高い認知度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の児童生徒がストーリーを理解し誇りに思えるよう、学校教育と連携し、日本遺産に触れる機会を提供しているか。</li> <li>・地域内において日本遺産の認知・関心を高め、誇りに思えるようにするため、地域住民への継続的な普及啓発を実施しているか。</li> <li>・地域内の認知度を向上させていくにあたって、対象や水準など、適切な指標を設定して取り組んでいるか。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>(7)情報編集・発信</li> <li>・継続的な情報発信体制</li> <li>・顧客とのエンゲージメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーリーに関する情報とともに、地域内外の人々が来訪する際に必要となる情報についてホームページ等において情報発信を行っているか。</li> <li>・ストーリーや構成文化財、体験コンテンツ等の情報について、継続的かつ効果的な情報発信ができているか。</li> <li>・ホームページ等での情報発信を行うにあたって、PV 数等の水準など、適切な指標を設定して取り組んでいるか。</li> </ul>		
<b>小 計</b>			
<b>合 計 [42 点]</b>			

※A(十分行われている):3点、B(一定程度行われている):2点、C(あまり行われていない):1点  
 ※最高点及び最低点を除いた平均点により評価。





※1 初めて、総括評価・継続審査を受ける地域を含む  
 ※2 1回目の総括評価・継続審査は、3年間の地域活性化計画について行う。2回目以降の総括評価・継続審査で  
 作成する計画期間は6年間。認定地域(条件付)となった場合には3年目に中間検査を実施。  
 ※3 地域の希望を聴取した上で、3年間の計画を作成し、日本遺産としての認定審査を実施。